

## 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例(案)」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

※いただいたご意見を集約し、その要旨を掲載しています。また、今後の施策の参考となるよう、県担当部局にご意見を情報提供させていただきます。

- ・意見者数:30名
- ・意見件数:173件(同一意見を除いたもの113件)

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
1	全体	条例全体を通して、障害のある人とない人との「交流」という言葉が多く使われていますが、そもそも障害のある人とない人が社会や学校で隔てられているから交流が必要なのであり、それよりも誰もが共生できる環境であることが、差別を解消していくためには大切なのではないのでしょうか。「交流」となっている箇所を、「共生」あるいは「共に生きる」という表現に置き換えてください。	・障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会(共生社会)の実現が重要であると考えており、本条例の目的もこの共生社会の実現としております。ただし、現状は必ずしもそうではない状況もあることから、共生社会実現を目指す施策として、まずは幼い頃からの「交流」を積極的に進めることを条例に規定したものです。今後は、いただいたご意見のとおり、交流から更に進んだ共生社会の実現に向けた取組みが進むことを県議会としても期待しております。
2	全体	本来、共に生きる環境があれば交流は日常的なものと思います。交流の促進ではなく共に生き・生活し・学び・支えあう社会を育むことが本来の形です。	・同上
3	全体	交流という言葉が随所にできます。 交流は共にの対極をなすものであり、交流とは分け隔てた場所で生きること学ぶことが前提としてあります。 分け隔てのない社会とは、学ぶ場生きる場を分けないことです。 わたしたちも同様にここにいます。分けられたくありません。わたしたちも確かに存在しここに生きているにもかかわらず分けられることでわたしたち当事者家族は悲しく辛く惨めな思いを日常的にしています。 交流という言葉は使わないでください。	・同上
4	全体	当事者家族としてはあちらこちらに散見される交流という言葉が非常に差別的に感じ大変違和感がある。障害のある人もない人も等しく地域に生きているのであり、「交流」という言葉こそが分け隔ての考え方であり、本条例案の全て交流は削除し「共に生きる」「共生する」「共に暮らす」「共に生き共に学び共に育つ」などの言葉に置き換えるべきである。	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
5	全体	<p>度々「交流」という言葉が出てくるが、という言葉は全て削除していただきたい。私の子どもは障害があるが、ありのままで地域の小学校に毎日楽しく通っている。そんな子どもを周囲の子どもたちあるいは先生方はありのまま受け入れてくれている。仮にわたしの子どもが場を分けた学校に通って「交流」という形で障害のない生徒たちとかかわっていたならば、そこで今のような「共に学び共に育つこと」は到底不可能であったと思う。交流とは「共に学び共に育つ」ことではない。したがって「交流」という言葉は全て削除し「共に生き共に学ぶ」とすべきである。</p>	・同上
6	前文	<p>障害のある人とない人が共に過ごす機会を増やしていくことは重要であると思います。しかし、「交流」という言葉は「分離」を前提とするものであり、とくに教育の分野では「インクルーシブ教育」の理念に反するものです。「共同学習」や「共に学ぶ」といった言葉に置き換えた方が、よりこの理念を反映したものになると思います。</p> <p>したがって、該当する2箇所の文言を、以下のように修正することを提案いたします。</p> <p>(1)  条例(案):(……)障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼少時から増やし、(……)  変更後:(……)障害のある人とない人とが積極的に共同学習する機会を幼少時から増やし、(……)</p> <p>(2)  条例(案):(……)教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、(……)  変更後:(……)教育や普及啓発、共に学ぶ機会の創出等に、(……)</p>	・同上
7	前文	<p>「さらに一歩進んで障害のある人とない人が積極的に交流する機会を」の交流という文言は削除すべきである。障害のある子供は幼少期から障害のない子どもと同様の機会を与えられることに著しい制限があり、障害のあるものとなないものがその場のみ「交流」するだけでお茶を濁されてきたが、障害者基本法3条全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を有しあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることから「交流」ではなく「分け隔てなく」「共に育つ」「共に学ぶ」「共に生きる」に置き換えるべきである。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
8	前文、第1条、第4条、第13条など	<p>「交流」を目指すのではなく、希望する地域社会の中で障害のない者との共生を目指すべき。</p> <p>果たして、障害者は、「交流」しなければならないような対象なのでしょうか。「国際交流」と言う場合の「交流」と、どう違うのでしょうか。障害者は、障害のない人とは別々の、隔離されたところに居住しなければならない、別の人種なのでしょうか。「交流」は、いくら回数を積み重ねても、共生することにはつながりません。障害者基本法や障害者権利条約などの規定だけでなく、本条例案の第9条の趣旨にすら違反しています。</p>	・同上
9	前文、第4条、第13条	<p>条例全体に多用されている「障害のある人となない人の“交流”」の“交流”とは、前提に「障害のある人となない人が社会や学校で分け隔てられている」状態があるからこそ出現する語であり、その社会状態を「誰もが共生できる環境にすることこそが差別を解消していくためには重要である。「交流」となっている箇所を、「共生」あるいは「共に生きる」という表現に置き換えるべきである</p> <p>また、“条例”において、“分け隔てられている社会”を前提とする語を多用することは、障害者権利条約の目的である「インクルーシブ社会の創設」や障害者基本法の目的である「共に生き・共に学ぶ社会の創設」に反しており、何より自治体レベルの“条例”が国レベルの差別障害者別解消推進法に反しており、“条例”の成立要件を欠いている。(つまり条例として成立しない)</p> <p>このような条例案は、岐阜県の名譽を著しく棄損し、既に全国から疑問の声が挙がっていることを鑑み、直ちに条約・法律を遵守した内容に変更すべきである。修正を拒む時は、「岐阜は差別の固定を宣言した」とみなされる大変に危うい状況を招くことを理解すべきである。</p>	・同上
10	前文、第12条、第13条	<p>「交流」という言葉が使われることは、おかしい。本当に、ともに生きていけば、交流という概念はでてこない。別々の存在が交わることが「交流」だから、前提に問題があるのでは。</p> <p>基本理念に「共に生きる社会」とか「共に暮らす社会」という言葉をいれる</p> <p>12条は理解促進と「共に学ぶ」を。</p> <p>13条の部分も「共に学ぶ」にするべき。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
11	前文、第13条	前文や本文に出てくる「交流」は、分離が前提となっていて差別を助長しかねないものになっているので、「共に生きる」「ともにはぐくむ」「共に学ぶ」理念をしっかりと書かせる。	・同上
12	第1条、第4条、第5条第2項、第13条	<p>第1条、第4条、第5条2項、第13条と、いたるところに「交流」という言葉が出てきますが、「交流」の前提には、必ず障がいのある人となない人が「分けられた」状態があります。分けられていなければ「交流」は必要ではなく、分けられた状態があるからこそ「交流」が必要になるのです。</p> <p>「分けられた」状態に疑問を持つことさえせず、それを当たり前の前提としていくら「交流」をしても、障がいのある者となない者が共に生きる社会の実現には、決してつながりません。</p> <p>障害者権利条約も障害者基本法も障害者差別解消法も、「インクルージョン(社会への包容)」、「障害の有無によって分け隔てられることなく」、「社会的障壁の除去」、「合理的配慮」、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受ける」、「同じ場で共に学ぶことを追及」といったことを、障がい者の自立と社会参加のために、共生社会の実現のために、必要なこととして掲げているのであって、「交流」の促進によって共生社会を実現しようなどということは、一言も言っていません。</p> <p>「交流」そのものを目的として掲げてしまっている13条は全て削るとともに、4条及び5条2項からも「交流の促進による」を削ってください。</p>	・同上
13	第12条	<p>「交流」という言葉は「分離」を前提とするものであり、とくに教育の分野では「インクルーシブ教育」の理念に反するものです。「共同学習」や「共に学ぶ」といった言葉に置き換えた方が、よりこの理念が反映されたものになると思います。</p> <p>したがって、該当する2箇所の文言を、以下のように修正することを提案いたします。</p> <p>条例(案):(……)幼少時からの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。</p> <p>変更後:(……)幼少時からの共同学習を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において共同学習の機会(あるいは共に学ぶ機会)の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
14	第13条	<p>第十三条の(交流の促進)という表題は削除し、「共に生き・共に学ぶ」ことを促進すると変更すべき第十三条に「保育所・学校・地域その他あらゆる場所において“交流”の機会の拡大及び充実を図るように努める」とあるが、これは“分離”が前提であるからこそ“交流”が必要であり、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消促進法に反しており、「共に学び・共に生きる」と表題を変えるべきである。</p> <p>文科省・特別支援教育課は「義務教育としても環境整備を行うべき」と回答しており、施設環境整備・人的配置(支援員・看護師配置)を行うことは公的機関である学校は義務であることを特筆すべきである。</p> <p>学校教育法施行令の変更により「認定特別支援学校就学者」と変更されたことに准じ、インクルーシブ教育(特別支援学校ではなく地域の学校における“共に学ぶ”教育)を促進することは言うまでもない。よって、教育委員会の教育支援委員会の内容も変更し、差別(分離)状態の解消を図ることは必須である。</p> <p>従って、内容も「共に生きる社会」を実現することを目的とし、特に保育所・学校においては、「共に学ぶ」ことを促進する、と変えるべきである。</p> <p>小さい子ほど“障害”という概念は無く、対等なこどもとしての関係を築く小さい人たちに学び、人権感覚を自然に身に付けるインクルーシブ教育を実施できるよう環境整備を行うべきである。</p> <p>内容は、「障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消促進法に准じ、分け隔てられることなく生きる社会の創設を目的とし、その礎となる保育所・幼稚園・学校など公的教育機関は“共に学ぶ”ための環境整備(施設環境整備・人的配置等)を行い、そのための予算措置を講じる」と明確に記述すべきである。</p>	・同上
15	第13条	<p>交流の促進を削除し、「共に学ぶ教育の促進」に置き換える。</p> <p>障害者権利条約24条には障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、無償のかつ義務的な初等、中等教育から排除されないこと、障害者が他のものとの平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、無償の初等中等教育を享受することができること。障害者基本法第16条国及び地方公共団体は可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けるよう配慮しつつとあることから、交流とは分け隔てた場所に障害者を隔離することであり、分け隔てのない真のインクルーシブ教育とは同じ教室で共に学ぶことである。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
16	第13条	<p>条文を以下に訂正する。          県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼少期から互いに育ちあうことを促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において、共に育ち共に学び、共にらす機会の拡大および充実を積極的に図るよう努めなければならない。</p>	・同上
17	前文	<p>前文において、この条例が国連の障害者権利条約を踏まえて作られるものであることを明記してください。</p>	<p>・本条例は、障害者権利条約をはじめ、障害者基本法などの法令の他、岐阜県障がい者総合支援プランなどの計画、及び、それらの歴史的経緯を踏まえたうえで、共生社会の実現を図るべく作成しています。</p>
18	前文	<p>前文において、この条例が国連の障害者権利条約や障害者差別解消推進法を踏まえて作られるものであることを明記してください。根本の条約や法律を明記しないことには、条例の意味の理解ができないため。          具体的には、前文の3行「豊かな森を～育んできた」は削除し、「日本が障害者権利条約を批准した」こと、批准に当たって「障害者基本法を改正した」こと、「障害者差別解消推進法を制定した」ことを記述すべきである。</p>	・同上
19	前文	<p>歴史的経緯は重要であることから、少なくとも「障害者権利条約」、「障害者基本法」の文言は入れるべきです。</p>	・同上
20	前文	<p>この条例が、国連で制定され、日本も批准している「障害者権利条約」をふまえて作られるものであることを明記していただきたいと思います。障害者差別解消法も、この条約の理念を踏まえたものであり、これを基礎とすることを明らかに示すことにより、県民の「障害」への理解がより深まると考えるからです。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
21	前文	<p>平成28年4月1日施行の障害者差別解消法、障害者権利条約の障害でない人との完全平等がどこにも謳われていない。前文に2014年1月20日公布の障害者権利条約の前文をいれることが必要である。</p> <p>(少なくとも障害者権利条約の前文の(c)(e)(h)(i)(k)(l)(m)(n)(o)(s)(v)(y)の主旨を盛り込むこと、障害者差別解消法の差別の定義(差別的取扱いをすることと合理的配慮をしないこと)とこれらが禁止であることを明記すべきである。障害者権利条約や法に規定されているのは共存共生であり、障害者を包摂しているのであり、障害者を分離することは何ら規定されていないことに留意すべきである。)</p>	<p>・同上</p>
22	全体	<p>差別についての定義が一切されておられません。また、合理的配慮についての規定もないため、合理的配慮についての規定も設けてください。</p>	<p>・差別の定義や合理的配慮に関する規定については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)など、国の法令に沿ったものとしています。</p> <p>・なお、本条例案第9条の「差別することその他の権利利益を侵害する行為」は、障害者基本法第4条第1項の規定と同様の用法としており、障害者基本法に規定する同語句には、「不当な差別的取扱いをすること」のほか、「合理的配慮を提供しないこと」による権利利益の侵害という概念も含まれています。従って、本条例案第9条は、サービスの提供における、「不当な差別的取扱いをすること」及び「合理的配慮を提供しないこと」の禁止を含む規定となっています。</p> <p>・また、法に基づく職員対応要領、対応指針において、具体例を掲げて不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方について規定されており、これら法に基づく取組みと合わせて、障害のある方への差別の解消が進むことを県議会として期待しております。</p>
23	全体	<p>差別についての定義が不明確です。少なくとも障害者差別解消法の定義である「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を入れるべきです。</p>	<p>・同上</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
24	全体	<p>何が障害者差別であるのかの説明が前文にも条文にもどこにも記載されていない。 何が差別であり何が禁止されているのかを記載しなければ、この条例の主旨がぼやけてしまうので、最低減、以下の規定を入れるべきである。同様に合理的配慮の規定もどこにも記載されていない。合理的配慮義務の規定を入れるべきである。</p> <p>【内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当パンフレットより】 ○不当な差別的取扱い →(役所)してはいけない (会社・お店など)してはいけない ○合理的配慮 →(役所)しなければならない (会社・お店など)するように努力</p>	・同上
25	全体	<p>差別が何であるのかが前文にもどの条文にも定義されておらず不明なため、前文か第2条の定義もしくは第9条の後に、障害者差別解消法の差別の定義が「差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」であることを明記する。</p>	・同上
26	第2条	<p>前文に「今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実」とあるのは評価いたします。ただし、差別とは何か定義されていないため、どのようなことが「差別」であるのかがイメージしづらくっており、また障害者差別解消法でも重要な理念である「合理的配慮」が抜け落ちていることは問題であると思います。</p> <p>そこで「定義」の項目において、以下の文章を挿入することを提案いたします。</p> <p>「この条例において「障害を理由とする差別」は、①障害を理由とした不当な差別的取扱いを行うことであり、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること(障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)より) ②社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮を行わないこと(障害者基本法第4条)」</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
27	第4条	<p>条例の中に「差別の定義」が無い。            障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消推進法の記述すら無いという、条例の成立要件を欠いた上に「差別の定義」すら無いことは、条例を作る意義が全く無いので、下記の文を入れるべき。</p> <p>・この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよう社における事物、制度慣行観念その他一切のものをいう(基本法2条、解消法2条)</p> <p>・この条例において「障害を理由とする差別」は、</p> <p>① 障害を理由とした不当な差別的取扱いを行うことであり、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること(基本方針を引用)</p> <p>② 社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮を行わないこと(基本法第4条から)</p> <p>・「合理的配慮」の説明を記述すること(参加の機会の保障のための変更調整)</p> <p>「合理的配慮」は、行政・公的機関(地域の学校など)においては義務。事業者においては、当面は努力義務。</p>	・同上
28	第9条	<p>障害を理由とする差別の定義を入れてください。            条例案の規定では、具体的な理解につながらず、結果として差別行為を野放しにしてしまう恐れがあります。せめて、国の差別解消法やその基本方針の規定ぐらいの記載はすべきと思います。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
29	第9条、 第11条	合理的配慮の規定を入れてください。 障害者差別をなくしていくためには、障害者が健全者と同等にサービス利用や社会参加ができるように必要な調整や便宜として、合理的配慮の規定は不可欠です。繰り返しになりますが、権利条約や差別解消の規定に沿って、実質的に差別の解消や社会参加が保障されるような規定と、その取り組みを行ってください。他県に住んでいる私たちも、岐阜県へ旅行へ行った際には、県条例があるにもかかわらず合理的配慮を受けられない可能性があるとなれば、旅行をためらってしまうかもしれません。	・同上
30	第11条 第2項	第11条第2項では、ろう者を「手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」と規定しているが、ろう者の規定は、身体障害者手帳にもあるように、「〇〇dB以上」のような難聴の度合いを示す身体的特徴で記すべきで、ろう者が手話だけで生活をしているわけではないので規定を改めて欲しい。 情報発信は手話だけに限らない。	・本条項は、障害者基本法で手話が言語であることが明示されたものの、いまだ手話に対する理解が浸透していないことから、特に、手話に対する県民の理解を深め、本条例案第3条第3号にあるとおり、意思疎通の手段として手話を選択する機会が確保されるための施策を推進するため定めたものです。 ・このため、本条例案における「ろう者」の定義も手話の普及という観点から、他県の手話言語条例等を参考に規定しております。 ・なお、手話以外の手段による意思疎通、情報取得の機会の拡大も重要であると認識しており、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
31	第12条	「障害のある人に対する理解および手話に対する理解」の部分 手話に対する理解を削除し、障害のある人に対する理解に変更する。障害者は聴覚障害者のみではない。第2条1項から3項に定義されている人たちが障害者であり、聴覚障害者のみを取り出して記載するのはおかしい。社会的障壁はスロープなどのハード面のみではなく、障害者基本法第2条に定められている障害があるものにとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような、事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言うたされている。今だに障害者に対する社会の偏見が根深いことを踏まえ、すべての障害者の理解の促進のための記述は必須である。	・同上(第1文)

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
32	全体	この条例では不当な差別があった場合の対処法が明記されていないのは問題と考えます。よって不当な差別取扱いを受けたと認めた場合は、助言、あっせん、指導及び勧告の明記を条文に追加したほうがよいと考えます。	・不当な差別的取扱い等があった場合の対処については、障害者差別解消法の施行に伴い、県担当部局において、広域専門相談員の設置や紛争に関する調整委員会の設置など、相談体制や紛争防止・解決体制の整備を進めるものと考えています。
33	全体	実際に差別が起こった時の相談解決の仕組みが書かれていません。理念だけで効力のない法律になってしまいます。解決策を規定してください。	・同上
34	全体	相談・紛争解決体制については、障害者差別解消法で規定されてはいるものの、県としての姿勢や体制をより明確なものとするため、紛争解決のための機関と体制を説明し、解決手段としてあっせん、公表、知事の勧告を条例において規定してください。	・同上
35	全体	<p>障害者差別解消法では、相談および紛争解決機関の設置が義務づけられていない点において、実効性に疑問があることはかねてから指摘されています。近年制定された他府県の条例では、例外なく、相談・紛争解決のための体制を強化することに力を入れていることは、これを裏づけるものです。本県においても、差別に関する相談に応じる、紛争の防止または解決を図る仕組みを作ることは必要不可欠であり、これを実効性をもって行うためには、相談体制・機関や、差別事例の調整体制・機関を新しく設置することを、条例のなかで明記する必要があると思います。</p> <p>具体的には、知事が委嘱する市町村ごとの「相談窓口」あるいは「地域相談員」、さらに圏域ごとにアドバイザー機能をもつ「広域相談員」の設置が必要です。また、相談員では解決が困難である問題に対応するための、中立性が保たれた調整委員会等の組織の設置を定めることも求められます。ここには弁護士や障害をもつ当事者等が委員として就任することが期待されます。また、差別解消法においては「主務大臣による勧告」が定められていますが、これを補うために、より身近な知事が勧告を出せるような権限を与えることが必要であると思われます。具体的には調整委員会等が知事への勧告要求をすることのできる権限を有する、正当な理由なく勧告に従わない場合には、知事が公表できるようにしておく仕組みが考えられます。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
36	全体	相談・紛争解決体制については、法で規定されてはいるものの、県としての姿勢や体制をより明確なものとするため、条例において規定していただきたいです。	・同上
37	全体	障害を理由とする差別に関する相談・紛争等の対応窓口の設置を図るという趣旨の内容が条文に明記されていない。	・同上
38	全体	相談及び紛争の防止等のための体制についての条文を設けてほしい。相談については、ピアカウンセリングの必要性をうたってほしい。	・同上
39	全体	相談、苦情、紛争体制の整備について何ら記載されていないので紛争の防止または解決を図る体制の整備について記載すべきである。	・同上
40	第3章	相談・紛争解決体制について、具体的に規定してください。	・同上
41	第3章	差別からの救済もしくは相談、あっせんのための機関を設けてください。 障害者が実際に差別(と思われる)を受けた場合の相談を受け付け、調査や解決のためのあっせんを行う窓口(組織)を設けてください。先に条例を制定して相談・あっせん機関を設けた県では、差別と思われる事例が多数寄せられ、県が調査することで解決に結びついた経験が蓄積されています。そのことで差別に泣き寝入りをするのもなくなり、真に共に生きる社会づくりに資することになっています。	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
42	第4条、第9条	<p>差別された事案が発生したとき、どこの相談窓口に行き、どのような方法で解決されるのかが、明確になっていない。既存の窓口以外にワンストップで受け止める窓口が必要である。</p> <p>解決の仕組みも、県の責務として、調整委員会を設置(第三者による協議の場)、知事による、助言、斡旋、勧告、公表といった実効性のあるものになければ、この条例は理念的なもので終わってしまう。</p> <p>昨年12月18日に成立した、「愛知県障害者差別解消推進条例」においても、紛争解決の仕組みが明確に位置づけられている。</p>	・同上
43	第16条	<p>第十六条に(相談・紛争解決機関)の規定を設けるべきである。</p> <p>相談・紛争解決機関を設け、その機関は障害のある人の参画を必須とし、周知すべきである。</p> <p>解決手段として、あっせん・公表・知事の勧告を規定すべきである。</p>	・同上
44	第11条	<p>視覚障害者と聴覚障害者についての記載しかされていない。障害者とは第2条に規定されている者であり、例示を視覚・聴覚障害者に限定するのはおかしい。別紙にそれぞれの障害者についての啓発に留意すべき点について記すべきである。</p>	<p>・特定の障害に係る表記については、条文の構成上必要である場合に例示として記載しており、障害を限定するものではありません。</p> <p>・また、この条例における障害者の定義は、ご意見のとおり、本条例案第2条の規定のとおりです。</p>
45	全体	<p>障害への理解の対象者が視覚障害者と聴覚障害者のみ条文に謳われており、あとの障害者はその他の障害者で終わってしまっている。障害者の定義は第2条に規定されており、知的障害者、発達障害者、視覚障害者と聴覚障害者以外の身体障害者も存在するが、置き去りにされている。</p> <p>障害のない人の障害のある人への理解、啓発等はすべての障害者が確保されるべきであり、特定の障害ではなく、すべての障害者を記載すべきか、別紙等にまとめるべきである。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
46	全体	この条例は弾力性を持たせるために、施行後数年が経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこととする、と条項に追加したほうがよいと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行後何年が経過したから見直しを行うということではなく、条例の運用状況や社会情勢の変化等に応じて、必要に応じて迅速に条例を見直していくことが必要であると考えております。</li> <li>・従って、必要に応じて条例の見直しについて検討するとともに、県担当部局においては、県民会議等から条例の見直しの必要性も含めて広く意見を聴取し、必要に応じて県議会にその意見を伝えていただくことを期待しています。</li> </ul>
47	全体	成果と問題点を整理の上、障害当事者の意見を踏まえ、3年後の見直しをすることを規定してください。	・同上
48	全体	この条例を実施した結果について、障害当事者の意見を踏まえ、3年後に見直しをする規定を設けるべきです。	・同上
49	全体	3年毎の見直し規定を設けて頂きたい。 国の状況等により、定期的に見直しを検討することで、その時代に合わせた内容で進めていくことができ、より良い条例となっていくのではと考える。	・同上
50	全体	3年以内、および3年ごとの見直し規定を盛り込むことを提案します。この条例が障害のある人を含めた県民の生活や事業者に与える影響、さらには、差別の実態を明らかにしたうえで、必要な部分についてはさらに改正を行っていくことが必要であると思います。障害者差別解消法にも同様の見直し規定があり、この整合性の観点からも、3年以内、および3年ごとの見直し規定を盛り込む必要があると考えます。	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
51	全体	<p>「差別の解消の促進を図る」ことが目的の条例ならば、その状況の変化を調査しより促進できるよう「見直し規定」を設けるべきである。</p> <p>「この条例の成果と問題点を整理の上、障害のある人や県民の意見を踏まえ、3年後に見直すこととする」と記述すべきである。</p>	・同上
52	全体	<p>どんなにいい条例でも、時間の経過と共に人や社会、技術の変化により、内容を改めた方がよいことがあると思われますので、3年後の見直しを規定していただきたいです。</p>	・同上
53	第9条	<p>県民会議を設置する、とありますが、県民会議の構成員の定義が明記されておりません。どのようなメンバーで構成されるのか、条文に明記しておくべきと考えます。</p>	<p>・県民会議の構成員については、本条例の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人も含めて、県担当部局が適切なメンバーを選定し、別途定めるものと考えています。</p>
54	第10条	<p>県民会議の設置についてはこの条例を実のあるものとしていくために有効な方法であり、こうした条文があることに賛同いたします。この県民会議の構成については記載がありませんが、条例施行後に障害のある人もない人も同じ県民としてどのように感じているのかを共に考えることが重要だと思います。については条文または運用の段階でも、必ず同会議に障害当事者(すべての障害者団体、およびできるだけ幅広い障害種別の方々を網羅する)を構成員として入れることをうたっていただきたいと思います。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
55	第5条	<p>第五条(障害者関係団体の役割)が規定されていますが、条例の基本理念にのっとり施策を行う主体は「県＝自治体」であり、自治体の責務ではないか。</p> <p>条例に「障害者関係団体の役割」を規定することは、自治体から障害者関係団体への責任転嫁となり、自治体は単なる障害者関係団体の後押し(後援)でしかないと読めるが、逆ではないか。</p> <p>また、「障害者関係団体が障害のある人の意見を聴き」と「障害者関係団体」が「障害のある人だけの意見を聴く」と障害者関係団体の責務かのように規定し、障害のある人の意見のみしか聴取しないかのような書きぶりは問題である。</p> <p>従来の個人モデルである“障害のある人が努力すべき”という観念が、条例に「障害者関係団体の役割」を規定させているとしか思えないので、第五条は「条例の基本理念にのっとり施策を実施する責務は自治体にあり、実施に当たっては障害のある人の意見をはじめ、広く県民の意見を聴き、積極的に差別の解消を促進する施策を講じる」とすべきである。</p> <p>同じく、第五条2も主体者を「障害者関係団体」ではなく、「自治体」または「県」に置き換えるべきである。</p>	<p>・共生社会を実現するためには、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が互いに連携し、一体となって取り組む必要があることから、それぞれの役割について規定しております。</p>
56	第5条、第6条	<p>第五条(障害者関係団体の役割)が規定されていますが、条例の基本理念にのっとり施策を行う主体は「県＝自治体」であり、自治体の責務ではないか。</p> <p>条例に「障害者関係団体の役割」を規定することは、自治体から障害者関係団体への責任転嫁となり、自治体は単なる障害者関係団体の後押し(後援)でしかないと読めるが、逆ではないか。</p> <p>という第五条への意見と同じ理由で、第五条に責任主体を自治体とした条文に変更した上で、第六条に障害者関係団体との連携の条文とすべき。</p> <p>位置づけを逆転すべきである。</p> <p>特に、第六条2は、「障害者関係団体が取組みを実施する場合」に連携することを述べており、あくまで補完的位置づけにすぎないように読める。</p>	<p>・同上</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
57	第11条	<p>第十一条(啓発等)の2および第十二条(教育の充実)において、手話に対する理解と普及の促進が規定されていますが、点字についても同様の取り組みを促進することを規定してください。</p>	<p>・本条例では、障害のある人と障害のない人との交流の促進を重視しており、こうした相互交流を行うためには共通の意思疎通の手段が確保されていることが望ましいと考えます。ご指摘のとおり、点字をはじめ手話以外にも様々な意思疎通の手段が考えられますが、障害者基本法によって言語であると明示されたものの、いまだ県民への理解が十分とはいえない手話の理解促進について特に重点的に進める必要があると考え、規定しました。</p> <p>・なお、手話以外の手段による意思疎通、情報取得の機会の拡大も重要であると認識しており、いただいたご意見は、今後の施策の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
58	第12条	<p>手話が大切なものであることは分かるが、ろう学校では手話のみで教育しているわけではない。ITが発達した今日、あらゆる方法で「ろう教育」が行われているので、第12条でとりたてて手話に言及する必要があるのか。</p>	<p>・同上</p>
59	第11条 第2項	<p>第2項で言及されている「手話」について、聴覚障害のある人のなかでも手話が使えず文字通訳を使用する人も多くいます。また、意思疎通、コミュニケーションに困難を抱えているのは、「ろう者」のみならず、他の聴覚障害のある人(難聴者を含む)、視覚障害のある人、知的障害のある人、発達障害のある人、言語障害のある人等も同様です。手話を学ぶ機会や、手話による情報発信はもちろん必要だと思いますが、「意思疎通・コミュニケーションに困難のある人」が用いる、「手話や点字等その他の意思疎通のための手段」について、同様の取り組みを促進することを規定する必要があると思います。</p>	<p>・同上</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
60	第12条	<p>「障害のある人に対する理解」の促進は重要なことだと思いますが、なぜ手話のみがここで取り上げられているのかが不明です。第十一条と同様、意思疎通・コミュニケーションに困難のある人が用いる、「手話や点字等その他の意思疎通のための手段」について、理解の促進を図っていく必要があると思います。そこで、以下のように修正することを提案いたします。</p> <p>条例(案):(……)手話に対する理解の促進が図られるよう(……)            変更後:(……)手話や点字等その他の意思疎通のための手段に対する理解の促進が図られるよう(……)</p>	・同上
61	第11条、第12条	<p>(啓発)第十一条の2と(教育の充実)第十二条において、聴覚障害のある人のみを取り上げ、手話に関する取り組みと理解促進の記述がありますが、視覚障害のある人や難病のある人に対しての点字・デジタル機器使用についても記述すべきである。</p>	・同上
62	第8条	<p>第八条(事業者の役割)において、障害者の理解と就労の促進が規定されていますが、更にサービスの提供にあたり差別的な対応をしないことと、合理的配慮に努めることを規定してください。</p>	<p>・差別の定義や合理的配慮に関する規定については、障害者差別解消法など、国の法令に沿ったものとしています。</p> <p>・なお、本条例案第9条の「差別することその他の権利利益を侵害する行為」は、障害者基本法第4条第1項の規定と同様の用法としており、障害者基本法に規定する同語句には、「不当な差別的取扱いをすること」のほか、「合理的配慮を提供しないこと」による権利利益の侵害という概念も含まれています。従って、本条例案第9条は、サービスの提供における、「不当な差別的取扱いをすること」及び「合理的配慮を提供しないこと」の禁止を含む規定となっています。</p> <p>・なお、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、雇用分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務が法律に規定されたところであり、法に基づく対応が進められることを県議会として期待しております。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
63	第8条	<p>第八条(事業者の役割)において、障害者の理解と就労の促進が規定されていますが、更にサービスの提供にあたり差別的な対応をしないことと、合理的配慮に努めることを規定していただきたいです。</p>	・同上
64	第12条	<p>「県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。」とありますが、追記で、『第十二条の2「県は、学校教育において、手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者、教職員が手話を学ぶ機会の確保に努めるとともに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。』を入れてはどうか。</p> <p>理由：        学校教育、特にろう学校において、ろう児が手話に対する理解を深めるには教職員は勿論、保護者も一緒に手話に対する理解を深めることが重要と考えています。又、ろう児・生徒が学校生活について行けずに孤立することのないようにするには、行政の支援が必要不可欠と考えます。</p>	・いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の施策立案の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきま
65	第12条	<p>第十二条第2項として、「2 県は聴覚障害児で希望する者に対して手話による教育が受けられる環境整備に努める。」と挿入してほしい。</p> <p>聴覚障害児が教育を受ける際、手話で教育を受ける環境については十分とは言えない状況にあります。ついては聾学校において希望する聴覚障害児に対しては、手話を母語とする教員が手話で指導する環境の整備に県として取り組むことを本条例に追加してもらいたいと思います。</p>	・同上
66	第12条	<p>特別支援学校、盲学校、聾学校における教育についての記載がない。特に聾学校において聾教員の積極的採用、手話による教育、手話の授業等の配慮をされたい。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
67	全体	災害時、障害のある人が取り残されることのないような支援体制や避難所での配慮についての条文を設けて欲しい。	・同上
68	前文	「障害を乗り越えて懸命に頑張る姿」という文について、障害をマイナスのもの、頑張っ乗り越えないといけないものといった風潮が伺えます。障害は乗り越えるものでもありません。ましてや、県民に感動を与える道具でもありません。	・ぎふ清流大会出場の選手の健闘を讃える趣旨から、このような表現としております。
69	前文	「障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに」という記述について、積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿→県民に感動 この記述は、障がい者が健常者より劣る人という意味となります。岐阜県民の皆様が頑張っていることは皆さん承知のことであり、障がい者だけが頑張っているわけではありません。この記述には大きな「分離」が隠れていますし、そのことを岐阜県民の皆様が共有してはなりません。	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
70	前文	<p>「障害を乗り越えて懸命に頑張る姿」が不適當。          障害は頑張ってもできないから障害なのです。頑張ることができること(乗り越えられるのは、障害ではありません。          今、障害福祉の分野では、「医療モデル」から「社会モデル」に変わり、本人が障害を乗り越えることではなく、社会のほうで「合理的配慮」をして障害のある人を暮らしやすくすることが求められています。4月からスタートする障害者差別解消法の理念であり、この県条例の趣旨でもあると思います。          前文で「障害を乗り越えた」ことを強調することは、学校現場などで、頑張ってもできないことの多い知的障害者に対して、「障害は頑張れば乗り越えられる」と健常児に誤学習され、差別やイジメを助長しかねません。違いを認め合うことこそ大切です。</p> <p>【変更案】          ○「(障害のある人が)いきいきと活躍する姿」          ○「障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮し、いきいきと活躍する姿」          ○文を削除</p>	・同上
71	前文	<p>「障害を乗り越えて・・・感動」の部分は、先の条約や基本法の理念である、いわゆる障害についての考え方である「社会モデル」に沿ったものではありません。敢えて書く必要はないです。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
72	前文	<p>「障害は乗り越えるもの」であるとの偏った捉え方をなくすこと。            障害者は、ICFモデルを持ち出すまでもなく、インペアメントのみが原因で生活が難しくなっているわけではありません。様々な社会的な環境要因により、日常生活・社会生活に制限を受け、差別と見なされる状態が作られてきています。医学モデルから社会モデルへの転換が求められます。このことは、2011年に改正された障害者基本法、2014年に批准した障害者権利条約にうたわれています。障害者スポーツ選手は、障害を乗り越えたわけではなく、障害状況に応じてスポーツに打ち込んでいるだけであり、その実力の発揮に対しては、いわゆる健常者のスポーツ選手へのそれと同様の評価をすべきです。障害者に特別な感動を求めるのは、その時点で差別です。</p>	・同上
73	前文	<p>「障害を乗り越えて懸命に頑張る姿」という文言は、近年の「障害」の捉え方の主流であり、障害者権利条約における基礎的な考え方でもある「社会モデル」に反するものです。このモデルによれば、障害は個人が置かれた環境要因によって作られるものであり、個人の努力によって「乗り越え」るものではなく、環境・社会の側が変化していくことが求められるものとして理解されます。            したがって、該当箇所の文言を削除し、以下のように修正することを提案いたします。</p> <p>条例(案):(……)ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による(……)</p> <p>変更後:(……)ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による(……)</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
74	前文	<p>前文の4行目「さらに、ぎふ清流大会においては」から始まる7行目までの文は削除すべき。</p> <p>「障害を乗り越える」とは何か、意味不明であるため。</p> <p>「懸命に頑張る姿」という文は、“個人モデル”＝“障害のある人は自己努力で困難を克服すべき、という考え方”を連想させ、障害者権利条約の目的である“社会モデルへの転換”を周知することとは反している。</p> <p>このような、“障害者は頑張るべき”という観念こそが、障害者権利条約や障害者基本法、及び障害者差別解消推進法が「止めよう・変えよう」としているのに、あまりにも反しており、「こんな条例案を提示するということは、岐阜は、いつの時代なんだ」と呆れられているのである。</p> <p>障害のある人がスポーツを楽しんだりイベントに参加することは結構だが、それは“障害のない人”に感動を与えることに意義があるのではなく、むしろ感動の材料とされることは“感動ポルノ”と表現される人権侵害である。</p> <p>障害のある人がスポーツ大会に参加することが、「障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを推し進める契機となった」と言い切れるのか、疑問がある。スポーツ大会で障害のある人に「がんばれ」と声援を送った観客が、障害のある人と共に学び・働き・生きるようになったのか。ごく当たり前の隣人として生活できていなければ、障害のある人にとっては、単なる行事参加にすぎない。逆に言えば、岐阜県では、スポーツ大会くらいしか取り上げることが無いという状況を露呈したかの感さえある。「契機となった」と言うならば、むしろ、「地域の学校での障害のある児童・生徒の在籍数は、障害者雇用率を達成した企業は、病院や施設から出て地域生活に変わった人は、これだけ増えている」という数字を挙げるべきである。契機となったのならば、成果が出ているのは当然である。もし、具体的な数字も示せないならば、単なる印象に過ぎず、「条例は単なる声掛けであって施策には反映しない」という印象を与えるだけである。条例は理念ではなく、具体的施策の実施がされなければならない。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
75	前文	<p>前文に「障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与える」とありますが、まさにこのような「医学モデル」的発想こそが、長年障がい者の社会参加や共生社会の実現を妨げてきた差別の根源、社会的障壁そのものであり、障がい者ではなく社会の側に変革の努力を求める「社会モデル」への転換を図らなければならないというのが、障害者権利条約や障害者基本法を始めとする諸法令を貫く根本的な理念です。</p> <p>この一文を含む「さらに」から「契機となった。」までの部分は、前文から削ってください。</p>	・同上
76	前文	<p>前文にある「障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えとともに」という記述は、医学モデルの考えで権利条約や差別解消法の趣旨に反します。文言の削除を求む。</p>	・同上
77	前文	<p>障害は多種多様であり、努力の成果を発揮できない障害者、障害を乗り越えて懸命に頑張れない障害者もたくさん存在します。</p> <p>努力の成果を発揮できるあるいは障害者障害を乗り越えて頑張れる障害者のみが健常者に称賛され認められるのでしょうか。それ以外の障害のあるひとは努力をしない頑張れない障害者であり生きるに値しない人たちなのではないでしょうか。</p> <p>この前文に示された健常者たちの価値観こそが障害を作っているものであり、そのために日常的に障害当事者家族がつかう苦しい耐え難い思いをしているのです。</p> <p>前文を削除すべきです。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
78	前文	<p>「さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに」を全文削除すべきである。</p> <p>障害を乗り越え頑張る姿。これは障害を克服するのは本人あるいは家族でありあくまで責任は個人にあると障害のある個人に帰責する医学モデルである。一方、障害をつくっているのは社会側の責任であるとしているのが社会モデルであり、障害者権利条約、障害者基本法、差別解消法は社会がその障壁を取り除き包摂(ソーシャルインクルージョン)するものとしている。時代遅れの医学モデルである。この前文は権利条約や法の主旨に反するものであり削除すべきである。</p> <p>障害者は障害者でない人の感動の対象ではない。障害を克服しなければ人間として認められないのか。時代錯誤の大変おかしい記述であるからただちに削除していただきたい。</p>	・同上
79	全体	<p>単に「交流」、「理解」だけでは、価値観は変わりません。差別をなくし対等な関係を結ぶための有効な条例とするために、日本政府や国連で今まで積み上げてきた理念や定義、その考え方にそった具体的な施策にすべきです。「インクルーシブ」(排除でなく包摂する)な方向性をこそ志向してください。</p>	<p>・ご指摘いただいたとおり、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会(共生社会)の実現は重要であり、本条例の目的もこの共生社会の実現としております。本条例に基づき、障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会の実現に努めてまいりたいと考えております。</p>
80	全体	<p>小さいころから共に育ち共に学び共にいきる学校・園の保障をしてください。</p> <p>現在の社会のなかでは、長年の取り組みの結果、障害者と健全者の共生は一定進んできましたが、残念ながら学校は、まだまだ分けられているのが実態です。条例案第13条の趣旨を活かし、小さいころから障害児者と健全児者がおなじ空間で生活し、学び、育っていく経験を積み重ねていくことが大切です。その結果、障害者への理解は自然と進み、共生社会作りに資することとなります。</p>	・同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
81	全体	<p>現在、県の施策・事業名では、「障害者」の「害」をひらがなで「がい」と表記している。自治体の条例なのに、意図して条約、法律などのように「害」と表記する必要があるのか。</p>	<p>・「障害」に係る「がい」の字の表記につきましては、法令・他自治体の条例等における使用の実態や関係団体からの意見を踏まえ、条例案のとおりとしています。</p>
82	全体	<p>差別とは何かが不明確です。条例の中で障害を理由とする差別や社会的障壁について定義し、明確にしてください。  ○この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよう社における事物、制度慣行観念その他一切のものをいう(基本法2条、解消法2条)  ○この条例において「障害を理由とする差別」は、  (1)障害を理由とした不当な差別的取扱いを行うことであり、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること(基本方針を引用)  (2)社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮を行わないこと(基本法第4条から)</p>	<p>・「社会的障壁」については、本条例案第2条第3項において定義を明記しています。  ・差別の定義については、障害者差別解消法など、国の法令に沿ったものとしています。  ・なお、本条例案第9条の「差別することその他の権利利益を侵害する行為」は、障害者基本法第4条第1項の規定と同様の用法としており、障害者基本法に規定する同語句には、「不当な差別的取扱いをすること」のほか、「合理的配慮を提供しないこと」による権利利益の侵害という概念も含まれています。従って、本条例案第9条は、サービスの提供における、「不当な差別的取扱いをすること」及び「合理的配慮を提供しないこと」の禁止を含む規定となっています。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
83	全体	<p>差別解消法の問題点の一つとして「何が差別なのか」の具体的事例の記載がない、ということが指摘されています。県民および事業者の理解を深めるために、より身近な条例において、県内で聴取された事例等をもとに具体的に、領域ごとに「不当な取り扱い」について言及することを提案します。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの提供における差別の禁止</li> <li>・医療の提供における差別の禁止</li> <li>・商品及びサービスの提供における差別の禁止</li> <li>・労働及び雇用における差別の禁止</li> <li>・教育における差別の禁止</li> <li>・建築物の利用における差別の禁止</li> <li>・交通機関の利用における差別の禁止</li> <li>・不動産取引における差別の禁止</li> <li>・情報の提供等における差別の禁止</li> <li>・意思表示の受領における差別の禁止</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の定義については障害者差別解消法など、国の法令に沿ったものとしています。</li> <li>・また、法に基づく職員対応要領、各省庁が作成する分野ごとの対応指針において、具体例を掲げて不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方について規定されており、これら法に基づく取組みと合わせて、障害のある方への差別の解消が進むことを県議会として期待しております。</li> </ul>
84	全体	<p>この条例や障害者差別禁止法について、広報などで周知の徹底をお願いします。</p>	<p>・共生社会を実現するためには、本条例や関連法令等を周知するとともに、その趣旨や規定を県民の皆様に理解していただくことが重要であると考えておりますので、積極的な周知・啓発に努めてまいります。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
85	全体	<p>啓発活動としての意味も込めて「県民の意識調査」を実施すべきである。</p> <p>また、行政職員においては、県民の見本となるよう積極的な改善策として「行政職員研修の実施」をすべきである。</p> <p>医療・福祉関係者である行政職員には特に研修を実施し、県民の見本となり啓発を行うことは責務である。</p> <p>「障害のある人の困難は、障害のある人が努力して乗り越えろ」という観念ではなく、「社会的障壁となっている障害のない人が、自身の行動を変えるべき」に変えるべきである。</p>	<p>・いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の施策立案の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p> <p>・「障害を乗り越えて…」という文については、ぎふ清流大会出場の選手の健闘を讃える趣旨から、このような表現としております。</p>
86	前文	<p>障害は自助努力によって乗り越えたりするものではないと思います。また、「清流大会」が何かをより明確にするため、前文における記述を、以下のように変更してください。</p> <p>条例案：「さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えとともに…」</p> <p>変更後：「さらに、ぎふ清流大会(第12回全国障害者スポーツ大会)においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えとともに…」</p>	<p>・ぎふ清流大会出場の選手の健闘を讃える趣旨から、このような表現としております。</p> <p>・また、「ぎふ清流大会」については、県の他の条例と同じ表記としています。</p>
87	第2条	<p>事業所とは何を指すのかが不明確です。第二条(定義)において、事業所についても説明をしてください。</p>	<p>・「事業者」の定義については、障害者差別解消法など、国の法令に沿ったものとしています。</p> <p>・従って、本条例案の「事業者」は、障害者差別解消法第2条第7号に規定されている「商業その他の事業を行う者」を指しております。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
88	第2条	<p>「難病」を抱える人は、現在制度の谷間に落ちてしまいがちです。しかし、「日常生活または社会生活において相当な制限を受ける状態にある」ことに違いはありません。</p> <p>したがって、「障害のある人」の定義を以下のように修正することを提案します。</p> <p>条例(案):(……)「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能…」</p> <p>変更後:(……)「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)難病、その他の心身の機能…」</p>	<p>・本条例案第2条第1項では、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義し、広く対象としており、難病を抱える方についても、難病に起因する心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方は、本条例の「障害のある人」となります。</p>
89	第2条	<p>「障害のある人」の定義に、社会的障壁により社会生活に制限を受けること、また性別、年齢、民族による制限や困難を明確にするために、「2」の前に以下の文章を加えることを提案いたします。</p> <p>「この条例において「障害のある人」は、障害者手帳の保持者に限らない。障害者には子ども(障害児)、民族的マイノリティ集団に属する者も含まれる。」</p>	<p>・本条例案第2条第1項では、「障害のある人」を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義し、広く対象としており、障害者手帳保持者には限定しておりません。また、成人だけでなく、障害児も含まれます。</p> <p>・なお、本条例においては、「障害(心身の機能の障害)及び社会的障壁により」制限を受けている方を対象にしているため、心身の機能の障害がない「民族的マイノリティ集団に属する者」については対象としておりません。</p>
90	第3条	<p>基本理念をより明確にするために、冒頭の文章を以下のように修正することを提案いたします。</p> <p>条例(案):共生社会の実現は、すべての県民が、(……)</p> <p>変更後:障害を理由とする差別の解消の推進および共生社会の実現は、すべての県民が、(……)</p>	<p>・本条例案第3条は基本理念の規定であるため、第1条で規定している本条例の目的である「共生社会の実現」を主語として規定しています。なお、いただいたご意見の「障害を理由とする差別の解消」は、条例の目的(共生社会の実現)を達成する要件の一つであると考えます。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
91	第3条	<p>障害のある人の複合的状況に配慮するため、性別と年齢への言及を行うこと、具体的には基本理念の「三」の後に、以下の文章を挿入することを提案いたします。</p> <p>「障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。」</p>	<p>・ご指摘の事項は、本条例案第3条の柱書の「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に」の規定に含まれているものと考えます。</p> <p>・なお、政府の策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においても、「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。」と規定されており、いただいたご意見は大変重要であると考えておりますので、条例の運用にあたっては、複合的に困難な状況にある方へ適切な配慮がなされるよう県議会として期待しております。</p>
92	第4条	<p>県が、共生社会実現施策を主体的に策定し、及び実施する義務を有するということは、県下の市町村も勘案しなければならず、実施する義務を有すると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、共生社会実現施策を主体的に策定するということは、市町村単位で独自に計画書等を策定していかなければならないという意味でしょうか。</p>	<p>・本条例案第4条は、共生社会実現施策の策定及び実施に関する県の責務を定めたものであり、市町村に義務を課するものではありません。</p> <p>・また、本条例案第4条における「共生社会実現施策の策定」とは、計画書等の策定に限らず、共生社会の実現に必要な施策を立案するということを規定しています。</p>
93	第4条から第8条	<p>それぞれ、県・障害者関係団体・事業所・県民の役割は定義されておりますが、市町村の定義がありません。市町村もこの条例に関係が大いにあると思いますので、条項を追加して「市町村の役割」を追加すべきと考えます。</p>	<p>・県と市町村は対等な関係であり、県条例で市町村の役割を規定することは望ましくないことから、本条例案第6条の「市町村との連携」の中で、対等な関係のもと協力をしていく旨規定しているものです。</p> <p>・また、各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じた自主的な施策を策定・実施されることを県議会として期待しており、本条例案第6条第1項及び第3項においてその旨規定しています。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
94	第5条	<p>第五条(障害者関係団体の役割)が規定されていますが、それら関係団体とのつながりが希薄な人の意見が反映される方策を規定してください。</p>	<p>・本条例においては、障害者関係団体に限らず、広く県民の皆様のご意見を施策に反映することのできるよう、県民会議の設置について規定しているところです。</p> <p>・また、障害者関係団体に限らず、団体、個人等県民の皆様からの県政に関するご意見につきましては、常時県のそれぞれの担当部局において承っております。</p>
95	第5条	<p>当事者も委員とする推進委員会のような機関を設置し、定期的を開催することにより、施策の具体化を推進されたい。</p>	<p>・県担当部局においては、県民会議をはじめとした場において、県民等から広く意見を聴取し、施策に活かしていただくことを期待しています。</p>
96	第6条	<p>「県は、市町村が独自の工夫により～」とあるが、1ページの前文では、「市町村等は、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある」と書かれている。</p> <p>つまり、「独自の工夫」という言葉は、市町村ごとに共生社会実現施策の取り組み度の差異を生む原因になるのではないかと。よって、「市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は～」という文言を訂正したほうがよいと考える。</p> <p>例題としては、「市町村が積極的に共生社会実現施策を実施していき、県と連携・推進するとともに～」という取り組みに向けて前向きな条文にしたほうがよいと考える。</p>	<p>・障害のある方を取り巻く環境、あるいは具体的な相談や紛争の傾向等、市町村ごとに実情が異なる部分もあるため、市町村が自らの工夫により、地域の実情に合った共生社会の実現に向けた施策を実施することも必要と考えます。市町村が自らの工夫により施策を実施する場合には、県として必要な支援を行ってまいります。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
97	第7条 第1項	<p>○障害のある人に対する理解を積極的に～。「積極的に」を挿入する。 ○周囲の人に対してそれを「積極的に」伝えるように努めるものとする。の「積極的に」は削除する。法の社会的障壁の除去の環境の整備を行うのは個人ではなく、行政機関および事業所である。周囲の一般市民は含まれない。したがって当事者家族が周囲の人に対してそれを積極的に伝えるということではなく、行政機関および民間機関が先駆けて率先し市民の模範となるように社会的障壁の除去を行うことで国民県民市民の理解が深まるように思う。</p>	<p>・意図せぬ差別や合理的配慮の不提供を防ぐためには、全ての県民が「障害のある人に対する理解を深める」ことが必要でありますが、求められる理解の度合いは様々であることからこのような記載としています。 ・また、どのような社会的障壁が存在し、どのような配慮が求められているのかを認識するにあたり、障害のある方やその関係者の方の意思の表明が特に重要となってくるため、積極的に伝えたいとの趣旨からこのような記載としています。</p>
98	第8条	<p>この項目は、事業者が何をすべきであるのかを定めていますが、記述が曖昧でわかりづらいものになっていると思います。よりわかりやすくするため、「差別」の定義が定められることを前提とし、「2」の前に以下の文章を挿入することを提案いたします。</p> <p>「事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」</p>	<p>・ご指摘のとおり、障害のある方に対する差別解消や合理的配慮の提供にとって、雇用環境の整備等は重要な課題であると認識しています。このため、本条例案第8条第2項において、事業者に対し、障害のある方の雇用の安定を図るよう求めています。 ・また、障害者雇用促進法が改正され、雇用分野における障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務が規定されたところであり、法に基づく対応とあわせて本条例で規定することで、雇用分野における障害のある方への差別解消を進めてまいります。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
99	第8条	<p>第八条(事業者の役割)において、「障害のある人に対する理解を深める」とありますが、「理解」は漠然としており、どのような理解が正しいのかは判断が難しく、また、同じ障害であっても一人一人に違いがあり、マニュアル的な理解をされてしまうと困難が生じる場合もあります。理念的であって実効性には乏しい言葉を記述するよりも、差別の定義である「他の人と違う取り扱いをしない＝サービスの提供にあたり差別的な対応をしないこと」と「必要な変更調整を行う＝合理的配慮の実施に努めること」を記述した方が分かりやすく行動もしやすいです。</p> <p>「障害のある人に対する理解を深める」ということは良く言われますが「障害のない人に対する理解を深める」とは言わず、障害のない人同士の関係では特段に使用しないことは言わない方が良いと思います。</p> <p>多分、「思いやりをもって」というようなことを言いたいのでしょうかが一段低い位置に位置付けるからこそ出て来る保護恩恵的な態度は、差別的態度と紙一重であり、障害のない人と同じ権利を認められることこそが必要です。</p> <p>保護恩恵を求めているのではなく対等な権利が求められています。</p>	<p>・意図せぬ差別や合理的配慮の不提供を防ぐため、「障害のある人に対する理解を深める」ことは重要であると考え、事業者の役割においても規定しています。</p> <p>・なお、障害者雇用促進法が改正され、雇用分野における障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務が規定されたところであり、法に基づく対応とあわせて、雇用分野における障害のある方への差別解消を進めてまいります。</p>
100	第8条	<p>第八条(事業者の役割)において、1は「お客さんへの対応」であり、2は「従業員」に対する規定であると明確にしては如何でしょうか。</p> <p>1:事業者はサービスの提供に当たって、「障害のない人とは違う取り扱いをしてはならない」例:入店拒否など</p> <p>2:「必要な変更調整を行う」例:高い所にある商品を取って渡す。筆談に応じるなどを記述し、</p> <p>第八条2は「事業者は障害者雇用促進法を遵守し、その有する能力を正當に評価し、就業が可能になるように変更調整を行い、適正な雇用管理を行うことにより、その雇用の安定を図るよう努めるものとする」と変えるべき。</p> <p>(就業に関する合理的配慮を記述すべき)</p> <p>例:車いすで通れるように机を移動する・机の高さを調節する・ラッシュアワーを避けるために就業開始時間をずらす・短時間就労など勤務形態の工夫など。</p>	<p>・事業者の役割においては、障害のある方に対する差別解消や合理的配慮の提供が必要であり、そのための雇用環境の整備等は重要な課題であると認識しています。このため、本条例案第8条第2項において、事業者に対し、障害のある方の雇用の安定を図るよう求めています。</p> <p>・なお、障害者雇用促進法が改正され、雇用分野における障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務が規定されたところであり、法に基づく対応とあわせて本条例で規定することで、雇用分野における障害のある方への差別解消を進めてまいります。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
101	第8条	意思疎通支援についての配慮を求める。障害のある人が望む意思疎通手段を事業者は配慮されたい。	・ご指摘のとおり、障害のある人が望む意思疎通手段に配慮することは重要であると認識しています。このため、本条例案第8条第2項において、雇用環境の整備について追記いたします。
102	第8条第2項	障害者差別解消法では、「差別や権利侵害の禁止」及び「障壁の除去、必要かつ合理的な配慮」が、国・地方公共団体・事業者の責務として書かれているが、本条例では、差別の禁止はうたわれているものの、合理的配慮について何も触れられていない。 特に、第8条第2項では雇用管理について規定されているが、雇用環境を整えることが欠かせない。もっと条文の内容を充実させるべき。	・ご指摘のとおり、障害のある方の雇用環境の整備は重要な課題であると認識しており、いただいたご意見を踏まえ、本条例案第8条第2項を「…雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことにより…」と修正します。
103	第8条第2項	「障害のある人の雇用に関し…適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努める」とありますが、県・市町村でも企業に対して障害者への雇用を働きかける取り組みは別の計画書でも明記されておりますので、県及び市町村の役割として事業者には障害者雇用を働きかけることを条文に追加して欲しいです。	・県の役割については、本条例案第4条において、雇用分野を含むすべての分野において総合的に共生社会実現施策を実施する旨規定しております。また、本条例案第6条第1項において、施策推進にあたって市町村と連携して実施していく旨規定しております。 ・加えて、障害のある方の雇用促進につきましては障害者雇用促進法の規定に基づき推進しているところです。
104	第8条第2項	事業者の障害のある人の雇用について書かれているが、県の障害のある人の雇用について書かれている条文、条項がない。国と地方公共団体は民間に先駆けて手本となるよう障害者の雇用についても促進をはかるべき立場である。よって第4条県の責務に記載すべきである。	・県の役割については、本条例案第4条において、雇用分野を含むすべての分野において総合的に共生社会実現施策を実施する旨規定しております。

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
105	第11条	「手話を用いた情報発信」ではなく「手話による情報発信」としていただきたいです。手話は言語であるので「手話を用いる」は表現として不自然だと思います。	・本条例案第3条第3号において、手話は言語であると規定し、それを踏まえた上で、他県の手話言語条例の規定を参考に規定しております。
106	第11条 第1項	第1項では「白杖」、「記号」に対する理解と普及の促進が規定されていますが、そのみでは不十分であると思います。視覚障害のある人でも白杖を使わない人もいます。また「記号」については記述がわかりづらいと思います。「記号」のみならず障害のある人にとって必要な道具や機器類は他にも多くあり、なぜここで「記号」に特化した記述となっているのか不明です。	・「白杖」及び「記号」については、障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の例示として記載しており、啓発についてはその他の事項も含めて、障害のある方の理解を深めるために必要な事項すべてに関して実施する旨の規定となっております。
107	第11条 第2項	「県民が手話を学ぶ機会の確保等に努める」とありますが、これとは別に手話条例を定めて県民が手話を学ぶ機会を確保できるようにしてはどうか。	・本条項は、県民が手話を学ぶ機会を確保できるよう施策を進めていくための根拠となる規定として定めており、本条例の制定により、手話に対する県民の理解が深まることを期待しているところです。
108	第11条 第2項	ろう者が県政に対する情報を得る場合、特段速やかである必要はなく「聞こえる県民と同等に得る」ことが重要であると考えます。	・本条項は、他県の手話言語条例の規定を参考に規定しております。
109	第11条、第12条	「努める」とあるが、条例が制定されるだけで終わらないで、具体的にどのように取り組むのが挙げてほしいです。	・ご意見いただいた啓発や教育をはじめ本条例の目的である「共生社会の実現」に向けた具体的な施策については、県担当部局が立案し、実施することを期待しております。

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
110	第11条、第12条	県民全体に手話を学ぶ機会を提供し、手話への理解の促進が進められていくことが大事だと思います。	・ご指摘いただいたとおり、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、手話への理解の促進に努めてまいりたいと考えております。
111	第12条	これだけでは「共生社会実現」の理念に沿ったものになっていません。障害者基本法の第十六条各項に沿った文言にすべきです。	・本条例においては、共生社会の実現に向けては、まず障害のある人に対する理解を深めることが重要であると考え、特に重点的に取り組む施策として教育分野においてもその旨規定をしたものです。
112	第12条	手話の普及も取り入れて欲しい。 【変更案】県は学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進と普及が図られるよう努めるものとする。	・手話の普及につきましては、本条例案第11条第2項に規定していません。
113	第12条	ここでいきなり、「教育の充実」に関する条文が表記されている。教育だけに特化されているような見方ができる。就労支援関係や医療・療養関係等については、条文が表記されないのか。	・就労支援関係や医療・療養関係等、教育以外の分野における施策も重要であると認識しており、本条例案第4条においては、県の役割について、教育分野を含むすべての分野において総合的に共生社会実現施策を実施する旨規定しておりますが、障害を理由とする差別の解消の推進にあたっては、特に幼児期からの教育が重要であるとの考えから、教育の充実について記載したものです。